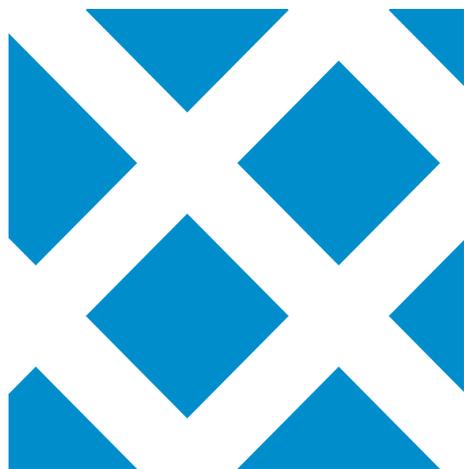


# 萩市下水道事業経営戦略について

～ 効率的かつ健全に運営していくために ～

【概要版】



萩市上下水道部下水道建設課

# 経営戦略の策定について

## 経営戦略策定の必要性

◎ 自らの経営等についての的確な現状把握を行ったうえで中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要

- ① 経営戦略の策定を要請（平成26年8月29日付け総務省公営企業三課室長通知）
- ② 平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進し **平成32年度までに策定率100%を目指す**  
（平成28年1月26日付け総務省公営企業三課室長通知）
- ③ 水道の高料金対策及び **下水道事業の高資本費対策に要する経費に係る平成29年度からの交付税措置に経営戦略策定を要件化**  
（平成28年1月26日付け総務省公営企業三課室長通知）



**平成28年度中に「経営戦略」を策定をしないと交付税措置がなくなる！**

## 経営戦略の基本的考え方

留意事項通知及びガイドラインで示されている各事項の趣旨を充分踏まえたものであれば、様式のいかに関わらず経営戦略として取り扱われる。

- ① 企業及び地域の現状とこれからの将来見通しを踏まえたもの
- ② 計画期間は10年以上
- ③ 計画期間内の収支が均衡
- ④ **議会・住民に対して公開されている**
- ⑤ 効率化・経営健全化のための取組方針が示されている
- ⑥ 進捗管理や見直し等の事後検証、更新等に関する考え方を記載

特別会計ごとの策定が基本

**策定済のものについては国及び県への提出すること**

※ホームページに公開している場合はURLの提示で提出とみなす

## 下水道事業の留意事項

（経営戦略策定ガイドライン）

下水道事業は高資本費対策の対象が事業ごとであるため「投資・財政計画」は事業ごとに作成すること

「汚水処理施設整備構想」の見直しの進捗状況を把握し整合の取れた内容とすること

長寿命化計画（ストックマネジメント計画）と整合の取れた内容とすること

汚水処理人口普及率の低い団体は、汚水処理施設の選択や処理区域の見直し等による効率的・効果的な取組が求められる

# 萩市下水道事業経営戦略の概要

## ◎特別会計ごとに作成することが原則であるが7つの特別会計を1つの経営体「萩市下水道事業」として作成

- 平成30年4月から7つの特別会計を廃止して、1つの公営企業会計として地方公営企業法の適用を行う。
- 下水道使用料を事業間で統一していることから「適正な原価」を算定するためには1つの事業として経営していく必要がある。

## 萩市の下水道事業の現状

### (1) 下水道の概要

- ・ 7つの特別会計で公営企業として実施
- ・ 整備率 40.06%
- ・ 水洗化率 87.68%

### (2) 人口の推移（合併後11年間）

- ・ 行政区域内人口は、合併後1万人も減少
- ・ 供用開始 約850人増↑
- ・ 水洗化人口 約3,000人増↑

### (3) 下水道使用料

- ・ 2段階で統一を図った
- ・ 平成23年10月・・・定額制と水量従量制の体系内での単価の統一
- ・ 平成26年1月・・・全市、全事業を水量従量制で統一
- ・ 収入は年々減少傾向 ⇒ 人口減少と水量従量制移行の影響など

### (4) 組織

- ・ 平成13年度に部局の違っていた汚水処理施設の担当課を1課に再編
- ・ 平成17年の合併時に水道部局と統合し上下水道部を新設

## 経営の基本方針（投資・財政計画）

### 今後の課題

少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢のなか、河川、海等の豊かな漁場と風光明媚な自然環境を未来へつないでいくためには・・・。



- 10年間（H29～H38）を計画期間とした「経営戦略」を策定
- 国・県の要請する10年概成を目指した投資計画による整備推進
- 合併処理浄化槽の普及状況を踏まえた整備手法の転換
- 地方公営企業法の適用による経営状況の把握と市民への説明責任の明確化
- 地方公営企業法の適用後に決算ベースでの戦略の見直し

## 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織及び人材に関する事項 ⇒ 能率的な経営と公共性及び企業性を発揮し最小限の人員で最大のサービスが出来るように定員適正化に取り組む

(2) 下水道整備に関する事項 ⇒ 10年概成を目指し、合併処理浄化槽の整備を含めた弾力的な整備に取り組む

(3) 広域化・統合に関する事項 ⇒ 処理可能人員に余剰がでてくるところは改築更新との比較検討を行い統合に取り組む

(4) 使用料、その他の収入に関する事項 ⇒ 企業会計移行後に適正な原価計算による使用料の算定期間と改定率の検討と水洗化の促進に取り組む

(5) 公営企業の経営に関する事項 ⇒ 平成29年4月に公共（特環含む）、平成30年4月にすべての下水道事業の地方公営企業法の適用化に取り組む